

【資料編】

改正 平成12年3月27日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、竹富町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）竹富町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）竹富町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、竹富町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、20人以内とし次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （2）沖縄県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （3）沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （4）町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

改正 平成12年3月27日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、竹富町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

九州・山口9県災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各件は本協定の運用に関する総合連絡各担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがない時は、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けた時は、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況であると判断される時は、動向の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、動向の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡先により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- 三 他の広域応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記銘押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事
大分県知事

佐賀県知事
宮崎県知事

長崎県知事
鹿児島県知事

熊本県知事
沖縄県知事

九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各号（第3項除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては、応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2項から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあつては、必要とする物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあつては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあつては、提供、貸与等の対象となる物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあつては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた件が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあつては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした件が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げな

いものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第122号)の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成7年度	福岡県	長崎県
平成8年度	佐賀県	熊本県
平成9年度	長崎県	大分県
平成10年度	熊本県	宮崎県
平成11年度	大分県	鹿児島県
平成12年度	宮崎県	沖縄県
平成13年度	鹿児島県	山口県
平成14年度	沖縄県	福岡県
平成15年度	山口県	佐賀県

注) 平成16年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	総括本部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部	危機管理局
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	消防防災課

【現況編】

1 自然的条件

<気象概況>

西表における主な気象要素の平年値(年・月ごとの値)

要素	気圧 (hpa)		降水量 (mm) 合計	気温 (°C)			相対湿度 (%) 平均	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間) 合計
	現地 平均	海面 平均		平均	最高	最低		平均	最多風向	
統計期間	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010	1981 ~2010
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1018.6	1019.9	168.9	18.3	20.4	16.3	78	4.8	北東	74.5
2月	1017.4	1018.7	166.0	18.9	21.4	16.7	76	5.1	北東	77.0
3月	1015.2	1016.6	149.2	19.9	22.8	17.6	80	4.4	北東	95.5
4月	1012.4	1013.7	174.6	22.5	25.1	20.1	80	3.9	北東	121.8
5月	1009.0	1010.3	182.1	25.2	28.3	22.7	82	3.7	南	170.3
6月	1006.3	1007.5	197.8	27.4	30.2	25.1	82	4.0	南	199.8
7月	1006.0	1007.3	141.6	28.9	32.1	26.5	78	4.3	南	253.2
8月	1004.7	1005.9	273.6	28.3	31.1	25.8	82	4.1	南	230.6
9月	1007.9	1009.2	267.7	27.3	30.1	24.8	81	4.1	北東	198.7
10月	1012.6	1013.9	209.1	25.1	27.6	23.0	76	5.6	北東	146.0
11月	1016.1	1017.4	221.2	22.7	25.0	20.5	78	5.0	北東	93.4
12月	1018.7	1020.0	153.1	19.5	22.1	17.7	73	5.0	北東	75.4
年	1012.1	1013.4	2304.9	23.7	26.4	21.4	79	4.5	北東	1736.0

資料:石垣島地方気象台

2 社会的条件

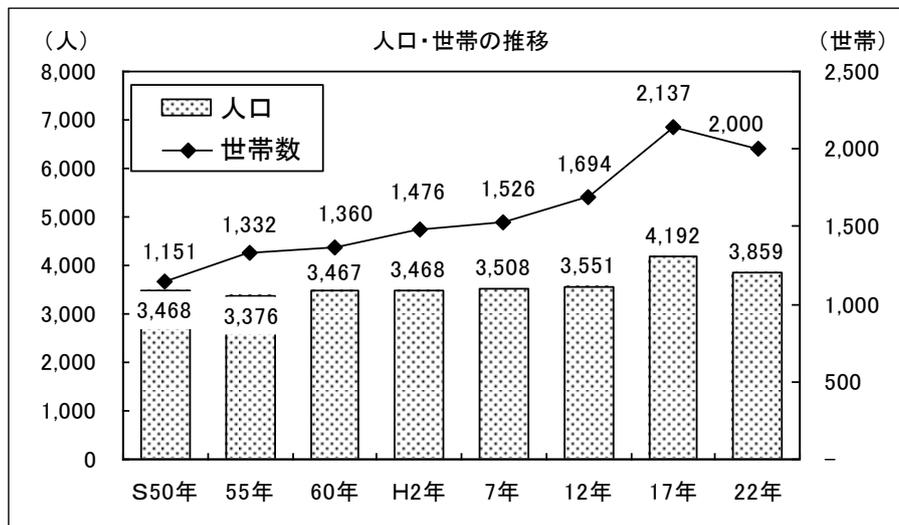
<町全体の人口・世帯数>

人口・世帯数の推移

単位:人、世帯

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	3,468	3,376	3,467	3,468	3,508	3,551	4,192	3,859
世帯数	1,151	1,332	1,360	1,476	1,526	1,694	2,137	2,000
1世帯あたりの人員	3.0	2.5	2.5	2.3	2.3	2.1	2.0	1.9

資料:国勢調査

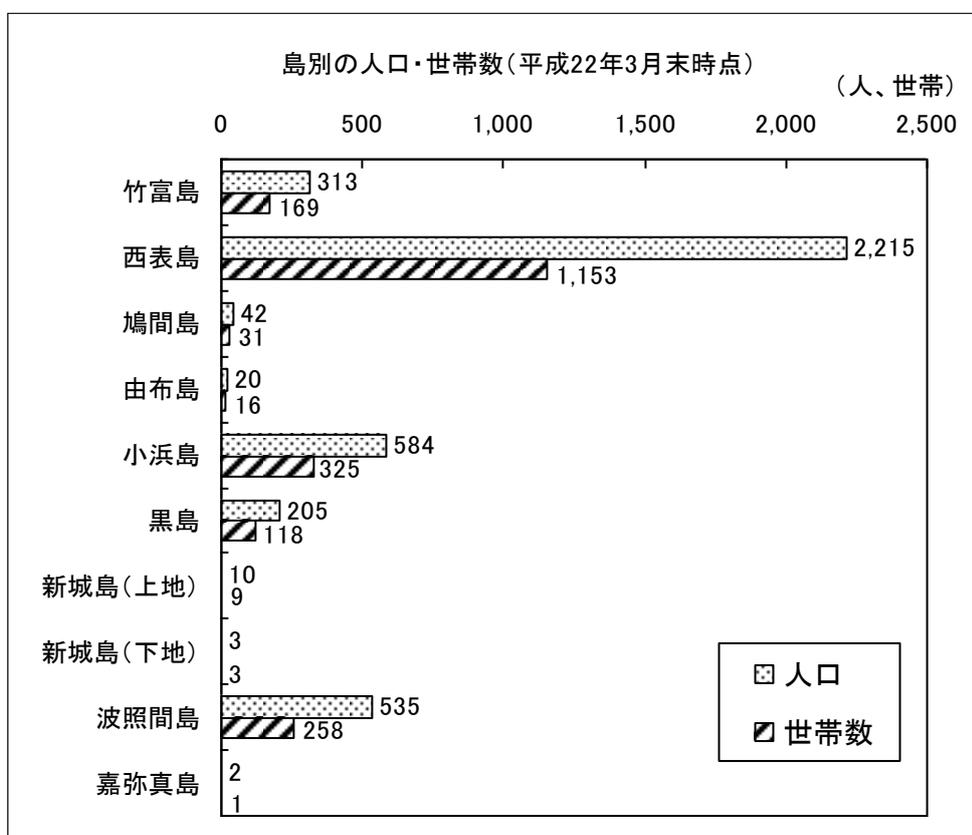


< 島別人口・世帯数 >

島別人口・世帯数(平成22年3月末時点)

	人口		世帯数	
	人	%	世帯	%
竹富島	313	8.0%	169	8.1%
西表島	2,215	56.4%	1,153	55.4%
鳩間島	42	1.1%	31	1.5%
由布島	20	0.5%	16	0.8%
小浜島	584	14.9%	325	15.6%
黒島	205	5.2%	118	5.7%
新城島(上地)	10	0.3%	9	0.4%
新城島(下地)	3	0.1%	3	0.1%
波照間島	535	13.6%	258	12.4%
嘉弥真島	2	0.1%	1	0.0%
合計	3,929	100.0%	2,083	100.0%

資料: 離島関係資料(沖縄県)



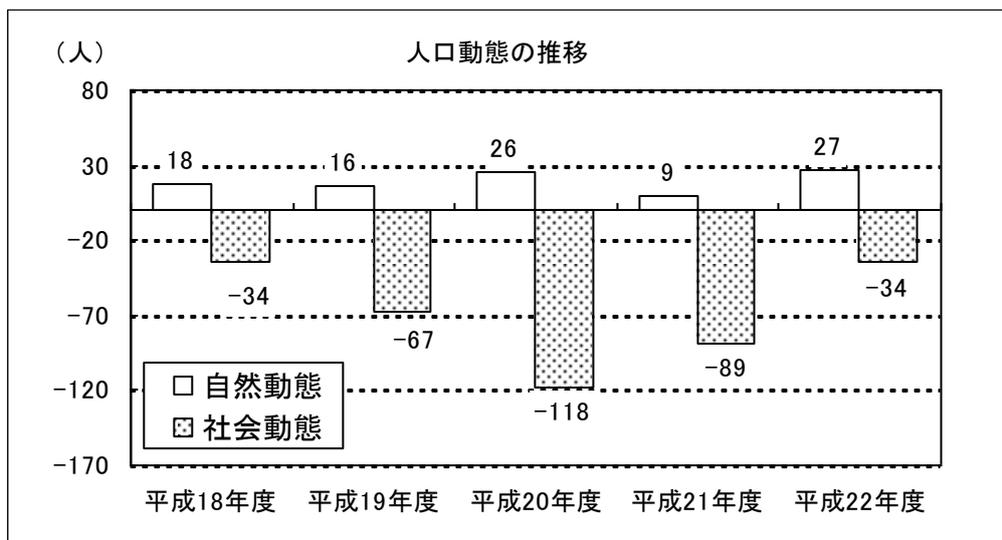
<人口動態>

人口動態

単位:人

	自然動態			社会動態			人口増加 (a) + (b)
	出生数	死亡者数	増減(a)	転入者数	転出者数	増減(b)	
平成18年度	63	45	18	560	594	-34	-16
平成19年度	64	48	16	542	609	-67	-51
平成20年度	65	39	26	498	616	-118	-92
平成21年度	53	44	9	412	501	-89	-80
平成22年度	60	33	27	452	486	-34	-7

資料:竹富町役場



<産業、就業構造>

産業別就業者数の推移

単位:人、%

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	県(%)
就業者総数	1,916	100.0%	1,940	100.0%	1,906	100.0%	2,036	100.0%	2,513	100.0%	2,268	100.0%	-
第一次産業	915	47.8%	832	42.9%	611	32.1%	584	28.7%	555	22.1%	407	17.9%	5.0%
第二次産業	205	10.7%	234	12.1%	253	13.3%	212	10.4%	224	8.9%	150	6.6%	14.0%
第三次産業	796	41.5%	874	45.1%	1,042	54.7%	1,240	60.9%	1,719	68.4%	1,574	69.4%	72.3%
分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	0.6%	137	6.0%	8.7%

平成17年の調査からは、第三次産業の分類が細かくなった為、合計値のみ

資料:国勢調査

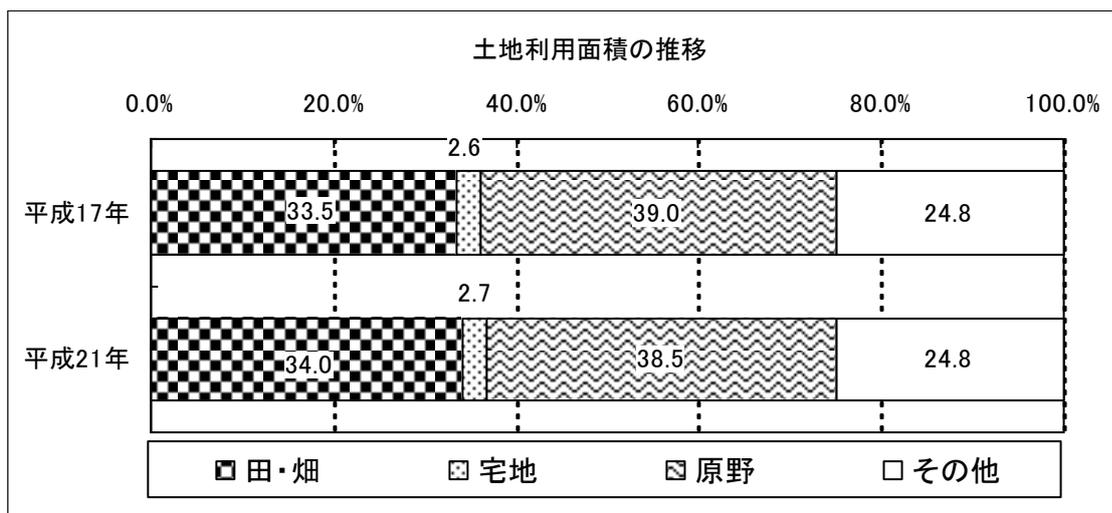
<土地利用の推移>

土地利用面積

単位:㎡、%

	総面積	田・畑	宅地	山林	原野	その他
平成17年	52,764,625 ㎡	17,677,393	1,397,745	-	20,581,420	13,108,067
	100.0 %	33.5	2.6	0.0	39.0	24.8
平成21年	52,967,560 ㎡	18,026,001	1,419,569	-	20,375,755	13,146,235
	100.0 %	34.0	2.7	0.0	38.5	24.8

※1 国や地方公共団体の所有地などの非課税地は含まれていない。資料:沖繩統計年鑑
 ※2 「その他」は、池沼、牧場、ゴルフ場用地、遊園地等用地、その他雑種地などである。



<道路交通>

ア 道路状況(町道)

島しょ別	路線数	延長(m)			改良済		未改良(m)	
		道路延長(m)	橋(m)	計	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	5.5m未満
西表島	111	42,883.9	3.6	42,887.5	3,485.9	4,668.0	1,676.7	18,166.1
竹富島	32	22,399.0	0.0	22,399.0	4,019.7	3,586.0	92.0	3,250.4
波照間島	15	26,508.3	0.0	26,508.3	14,578.5	7,174.4	60.0	1,233.0
黒島	31	21,578.1	0.0	21,578.1	3,358.3	4,067.6	44.5	3,198.2
小浜島	25	18,359.9	4.0	18,363.9	6,567.2	1,926.3	109.1	4,915.6
鳩間島	17	2,890.2	0.0	2,890.2	0.0	170.8	0.0	351.2
新城島	1	1,178.0	0.0	1,178.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	232	136,797.4	7.6	136,805.0	32,009.6	21,593.1	1,982.3	31,114.5

島しょ別	未改良(m)		舗装内訳(m)			道路敷面積(m)	舗装率%
	3.5m以上	交通不能	砂利	セメント	アスファルト		
西表島	15,890.8	2,096.5	-	566.7	28,739.0	243,183.3	66.8
竹富島	11,450.9	1,610.5	-	7,301.6	1,250.9	162,529.1	38.2
波照間島	3,462.4	0.0	-	0.0	22,316.2	209,186.8	84.2
黒島	10,909.5	5.7	-	905.0	7,802.9	122,253.6	40.4
小浜島	4,845.7	0.0	-	4.0	12,622.2	119,345.6	68.8
鳩間島	2,368.2	1,352.8	-	0.0	837.6	10,326.7	29.0
新城島	1,178.0	0.0	-	0.0	0.0	4,438.0	0.0
合計	50,105.5	5,065.5	-	8,777.3	73,568.8	871,236.1	60.2

イ 国道及び県道

(平成18年4月1日)

市町名	路線番号	区分	路線名	実延長(m)	改良済		舗装済	
					延長(m)	%	延長(m)	%
竹富町	210	一般県道	小浜港線	1,536	1,536	100.0	1,536	100.0
	213	一般県道	黒島港線	2,438	2,438	100.0	2,438	100.0
	215	一般県道	白浜南風見線	52,970	49,664	93.8	52,970	100.0
	小計			56,944	53,638	94.2	56,944	100.0

<文化財一覧>

国指定文化財

No.	種別	名 称	指定年月日	所在地	所有者等
1	天然記念物	星立天然保護区域	昭和47年 5月15日	字西表 星立	国有林
2	天然記念物	船浦のニッパヤシ群落	昭和47年 5月15日	字上原 船浦	国有林
3	天然記念物	仲間川天然保護区域	昭和47年 5月15日	西表島東部	国有林
4	天然記念物	ウブンドルのヤエヤマヤシ群落	昭和47年 5月15日	西表島東部	国有林
5	天然記念物	仲の神島海鳥繁殖地	昭和47年 5月15日	仲の神島	国有林
6	特別天然記念物	イリオモテヤマネコ	昭和52年 3月15日	地域を定めずに指定	
7	特別天然記念物	カンムリワシ	昭和52年 3月15日	地域を定めずに指定	
8	天然記念物	セマルハコガメ	昭和47年 5月15日	地域を定めずに指定	
9	天然記念物	リュウキュウキンバト	昭和47年 5月15日	地域を定めずに指定	
10	天然記念物	古見のサキシマスオウノキ群落	昭和53年 3月22日	字古見1078	竹富町
11	重要無形民俗文化財	竹富島の種子取	昭和52年 5月17日		竹富島民俗芸能保存会
12	重要無形民俗文化財	西表島の節祭	平成 3年 2月21日		西表民俗芸能保存会
13	史 跡	下田原城跡	平成15年 3月25日	字波照間	
14	重要無形民族文化財	小浜島の盆、結願祭、種子取祭の芸能	平成19年 3月 7日		小浜民俗芸能保存会
15	史 跡	先島諸島火番盛 (小城盛、ブズマリ、タカニク、 中森〔波照間ムリ〕、コート盛、 中森、大岳)	平成19年 3月23日		
16	重要文化財(建造物)	旧与那国家住宅	平成19年12月 4日	字竹富536	竹富町、与那国遅

国選定文化財

No.	種別	名 称	選定年月日	所在地	所有者等
1	重要伝統的建造物群	竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区	昭和62年 4月28日	竹富町字竹富(竹富島)	

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

No.	種別	名 称	選択年月日	所在地	所有者等
1	無形民俗	波照間島のムシャーマ	平成 5年11月26日		波照間民俗芸能保存会

登録文化財

No.	種別	名 称	登録年月日	所在地	所有者等
1	有形文化財	神山家住宅 主屋	平成17年11月10日	字黒島1522	神山忠蔵
2	有形文化財	西棧橋	平成17年12月26日	字竹富地先	竹富公民館
3	有形文化財	伊古棧橋	平成17年12月26日	字黒島地先	黒島公民館
4	有形文化財	なごみの塔	平成18年 3月27日	字竹富359	竹富公民館
5	有形文化財	大盛家住宅 主屋	平成18年 8月 3日	字小浜15	大盛 武
6	有形文化財	大盛家住宅 ヒンブン	平成18年 8月 3日	字小浜15	大盛 武
7	有形文化財	大盛家住宅 石垣	平成18年 8月 3日	字小浜15	大盛 武
8	有形文化財	大盛家住宅 井戸	平成18年 8月 3日	字小浜15	大盛 武
9	有形民族文化財	竹富島の生活用具	平成19年 3月 7日	字竹富108	喜宝院
10	有形文化財	神山家住宅 石垣	平成19年 5月15日	字黒島1522	神山忠蔵
11	有形文化財	神山家住宅 水タンク	平成19年 5月15日	字黒島1522	神山忠蔵
12	有形文化財	神山家住宅 井戸	平成19年 5月15日	字黒島1522	神山忠蔵

沖縄県指定文化財

No.	種別	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者 等
1	史 跡	西塘御嶽	昭和34年12月16日	字竹富	
2	史 跡	蔵元趾	昭和34年12月16日	字竹富	
3	史 跡	下田原貝塚	昭和31年10月19日	字波照間	
4	史 跡	仲間第一貝塚	昭和31年10月19日	字南風見仲	
5	史 跡	仲間第二貝塚	昭和31年10月19日	字南風見仲	
6	史 跡	平西貝塚	昭和31年10月19日	字古見	
7	天然記念物	船浮のヤエヤマハマゴウ	昭和34年12月16日	字西表 船浮	
8	天然記念物	アサヒナキマダラセセリ	昭和53年 4月 1日	地域を定めずに指定	
9	建造物	新盛家住宅	平成 6年 31日	字西表620	竹富町

竹富町指定文化財

No.	種別	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者 等
1	史 跡	大竹租納堂儀佐屋敷跡	昭和47年 8月30日	字西表488	大竹八重雄
2	史 跡	番所跡	昭和47年 8月30日	字黒島1	竹富町
3	史 跡	イヌムル(按司の城跡)	昭和47年 8月30日	字黒島226-1	
4	史 跡	イサンチャヤ(古墓)	昭和47年 8月30日	字黒島571	竹越堅一
5	史 跡	長田御嶽	昭和47年 8月30日	字波照間2830	前野幸助
6	史 跡	アカハチ誕生の地	昭和47年 8月30日	字波照間2965	田福得宏
7	史 跡	ミーナ井戸	昭和47年 8月30日	字竹富1880	竹富公民館
8	史 跡	海垣	昭和47年 8月30日	字小浜 地先	
9	史 跡	カンドウヲ石(雷石、霊石)	昭和47年 8月30日	字小浜318	
10	史 跡	クイヌバナ	昭和47年 8月30日	字新城334-8	
11	史 跡	シムスケー	昭和47年 8月30日	字波照間4939	貝敷文雄
12	史 跡	下り井戸	昭和47年 8月30日	字鳩間532	
13	史 跡	慶来慶田城扇屋敷跡	昭和48年 9月12日	字西表381	宮良用庸
14	史 跡	節定め石	昭和51年 7月15日	字小浜2595-2	
15	史 跡	新里村遺跡	平成 3年 9月11日	字竹富	
16	史 跡	ウテスク山遺跡	平成16年 9月17日	字小浜754-8	竹富町
17	史 跡	小浜家のヤーマヤスキ	平成17年10月 6日	字小浜2838、2930-30	小浜等
18	史 跡	ピサダ道	平成19年 9月28日	字西表(里道)	竹富町
19	天然記念物	アサビシバナ(遊び岩)	昭和47年 8月30日	字黒島444-1	
20	天然記念物	桑の老木	昭和47年 8月30日	黒島1827	横目喜良
21	天然記念物	浜シタン群落	昭和47年 8月30日	字波照間1047-1	保田盛タエ
22	天然記念物	鳩間中森	昭和47年 8月30日	字鳩間329	
23	天然記念物	タブの老木	昭和47年 8月30日	字西表492	大岳八重雄
24	天然記念物	カマドマのクバデサー	昭和47年 8月30日	字西表 船浮	
25	天然記念物	コーキ原のガジュマル群落	昭和51年 7月15日	字小浜	
26	名 勝	大 岳	昭和47年 8月30日	字小浜704-1	
27	名 勝	高那の景勝	昭和47年 8月30日	字波照間3905-1	
28	工芸品	稲福筑登之正装	昭和47年 8月30日	字小浜	稲福義男
29	工芸品	南川田於那利の衣装及び茶器	昭和47年 8月30日	字小浜	稲福義男
30	工芸品	仲筋ぬヌベマの水がめ	平成 3年 9月11日	字武富720	幸本宏助
31	有形民俗	大平井戸	平成10年 3月31日	字西表580-2	那根 格
32	無形民俗(舞踊・民謡)	ササラ銭太鼓	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
33	無形民俗(舞踊・民謡)	元タラクジ	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
34	無形民俗(舞踊・民謡)	ジッチュ節	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
35	無形民俗(舞踊・民謡)	祝鼓舞	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
36	無形民俗(舞踊・民謡)	鍛冶工主狂言	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
37	無形民俗(舞踊・民謡)	しきた盆	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
38	無形民俗(舞踊・民謡)	安里屋節	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
39	無形民俗(舞踊・民謡)	真栄節	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会
40	無形民俗(舞踊・民謡)	タニマイ	昭和48年12月 5日		竹富島民俗芸能保存会

41	無形民俗(舞踊・民謡)	仲筋ぬヌベマ節	昭和48年12月 5日	竹富島民俗芸能保存会
42	無形民俗(舞踊・民謡)	ザングルロ	昭和48年12月 5日	竹富島民俗芸能保存会
43	無形民俗(舞踊・民謡)	タラクジ	昭和48年12月 5日	竹富島民俗芸能保存会
44	無形民俗(舞踊・民謡)	シドゥリヤニイ	昭和48年12月 5日	竹富島民俗芸能保存会
45	無形民俗(舞踊・民謡)	天使	昭和48年12月 5日	竹富島民俗芸能保存会
46	無形民俗(舞踊・民謡)	マミドーマ	昭和51年12月15日	竹富島民俗芸能保存会
47	無形民俗(舞踊・民謡)	ハピラ踊	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
48	無形民俗(舞踊・民謡)	カシカケ踊	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
49	無形民俗(舞踊・民謡)	天加那志(布サラシ)	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
50	無形民俗(舞踊・民謡)	小浜節	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
51	無形民俗(舞踊・民謡)	芋引き踊	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
52	無形民俗(舞踊・民謡)	アカマタ踊	昭和48年10月 5日	小浜民俗芸能保存会
53	無形民俗(舞踊・民謡)	ダートウダー	平成 3年 9月11日	小浜民俗芸能保存会
54	無形民俗(舞踊・民謡)	稲まぢん節	平成 3年 9月11日	小浜民俗芸能保存会
55	無形民俗(民謡の部)	黒島口説	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
56	無形民俗(民謡の部)	ベンガン取レ	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
57	無形民俗(民謡の部)	マインガニスーザー	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
58	無形民俗(民謡の部)	真南風乙節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
59	無形民俗(民謡の部)	山崎節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
60	無形民俗(民謡の部)	チンダラ節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
61	無形民俗(民謡の部)	イトハリ節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
62	無形民俗(舞踊・狂言の部)	黒島口説	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
63	無形民俗(舞踊・狂言の部)	ベンガン取レ	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
64	無形民俗(舞踊・狂言の部)	マインガニスーザー	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
65	無形民俗(舞踊・狂言の部)	真南風乙節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
66	無形民俗(舞踊・狂言の部)	山崎ヌアブゼーマ	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
67	無形民俗(舞踊・狂言の部)	チンダラ節	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
68	無形民俗(舞踊・狂言の部)	獅子の棒	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
69	無形民俗(舞踊・狂言の部)	タイラク	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
70	無形民俗(舞踊・狂言の部)	棒術	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
71	無形民俗(舞踊・狂言の部)	笠踊	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
72	無形民俗(舞踊・狂言の部)	鎌踊	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
73	無形民俗(舞踊・狂言の部)	ハデク舞踊	昭和50年11月26日	黒島民俗芸能保存会
74	無形民俗(民謡・舞踊の部)	波照間島節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
75	無形民俗(民謡・舞踊の部)	夜雨節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
76	無形民俗(民謡・舞踊の部)	祖平花節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
77	無形民俗(民謡・舞踊の部)	波照間口説	平成 3年 9月26日	波照間民俗芸能保存会
78	無形民俗(民謡・舞踊の部)	世果報節	平成 3年 9月26日	波照間民俗芸能保存会
79	無形民俗(舞踊・狂言の部)	太鼓(テーク)	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
80	無形民俗(舞踊・狂言の部)	波照間島節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
81	無形民俗(舞踊・狂言の部)	夜雨節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
82	無形民俗(舞踊・狂言の部)	祖平花節	昭和50年11月26日	波照間民俗芸能保存会
83	無形民俗(民謡の部)	越の頂節	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
84	無形民俗(民謡の部)	サーサー節	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
85	無形民俗(民謡の部)	パナリヤーマーぬ前の海	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
86	無形民俗(民謡の部)	越城節	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
87	無形民俗(舞踊・狂言の部)	越の頂節	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
88	無形民俗(舞踊・狂言の部)	サーサー節	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
89	無形民俗(舞踊・狂言の部)	パナリヤーマーぬ前の海	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
90	無形民俗(舞踊・狂言の部)	クイヌウベ狂言	昭和50年11月26日	新城民俗芸能保存会
91	無形民俗(舞踊・狂言の部)	節祭の巻踊	昭和501年 7月15日	新城民俗芸能保存会
92	無形民俗(民謡の部)	古見の浦節	昭和50年11月26日	古見民俗芸能保存会
93	無形民俗(舞踊・狂言の部)	田耕	昭和50年11月26日	古見民俗芸能保存会
94	無形民俗(舞踊・狂言の部)	亀組	昭和50年11月26日	古見民俗芸能保存会
95	無形民俗(舞踊・狂言の部)	古見の浦節	昭和50年11月26日	古見民俗芸能保存会

96	無形民俗(民謡の部)	祖納岳節	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
97	無形民俗(民謡の部)	仲良田節	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
98	無形民俗(民謡の部)	下原節	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
99	無形民俗(民謡の部)	真山節	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
100	無形民俗(舞踊・狂言の部)	ヤフヌ手	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
101	無形民俗(舞踊・狂言の部)	シチヌアンガマ	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
102	無形民俗(舞踊・狂言の部)	馬狂言	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
103	無形民俗(舞踊・狂言の部)	牛狂言	昭和50年11月26日		西表民俗芸能保存会
104	無形民俗(舞踊・狂言の部)	ヤフヌ手	昭和51年7月25日		千立民俗芸能保存会
105	無形民俗(舞踊・狂言の部)	オホホ	昭和51年7月25日		千立民俗芸能保存会
106	無形民俗(民謡の部)	鳩間中森	昭和51年1月25日		鳩間民俗芸能保存会
107	無形民俗(民謡の部)	千鳥節	昭和51年1月25日		鳩間民俗芸能保存会
108	無形民俗(民謡の部)	殿様節	昭和51年1月25日		船浮民俗芸能保存会
109	無形民俗(民謡の部)	石又屏風節	昭和51年1月25日		船浮民俗芸能保存会
110	無形民俗(民謡の部)	上原又デンサ節	昭和52年7月15日		上原民俗芸能保存会

<町有車両>

用途別自動車保有状況

用途別	台数	備考
原付バイク	9	解約1
小型乗用	9	
小型貨物	12	
普通乗用	8	
普通貨物	2	
四輪乗用車	1	
四輪貨物	3	
特殊用途	1	
その他特殊	1	解約1
自家用乗合	1	
消防	14	
合計	61	

【消防関連】

消防現勢

平成23年11月1日現在

分団名	団員数	小型動力ポンプ	ポンプ付積載車	消防水利の現況				
				基準数	消火栓その他	防火水槽	計	充足率
竹 富	15	1	普通1	17	15	4	19	111.8%
小 浜	16	1	普通1	11	5	2	7	63.6%
黒 島	13	2	普通1	13	2	4	6	46.2%
新 城	—	—	—	3	2	—	2	66.7%
豊 原	9	1	軽1	5	—	4	4	80.0%
大 原	12	1	普通1・ 水槽付1	10	3	5	8	80.0%
大 富	10	1	軽1	7	4	2	6	85.7%
吉 見	5	1	—	3	—	2	2	66.7%
美 原	5	1	軽1	5	—	1	1	20.0%
上 原	17	1	軽1・ 水槽付1	41	15	4	19	46.3%
西 表	16	1	普通1	11	4	6	10	90.9%
白 浜	8	1	軽1	6	2	2	4	66.7%
船 浮	5	1	—	2	1	1	2	100.0%
網 取	—	—	—	1	—	—	0	0.0%
鳩 間	5	1	—	2	—	2	2	100.0%
波照間	16	1	普通1	20	9	4	13	65.0%
団本部	3	—	—	—	—	—	0	
計	155	15	軽5・普6・ 水槽付2	157	62	43	105	66.9%

平成23年4月1日現在

現団員数 154名(条例定数159名)

消防水利 105基(消火栓62、防火水槽43基)

水利基準数157基、充足率66.9%

へり離着陸施設管理者一覧表

平成23年11月1日現在

施設名 (所在地・地籍)	管理者氏名 (管轄の各消防分団長等)	電話番号
竹富へり離着陸施設 (竹富2357番地・3,378㎡)	分団長・新田長男 副分団長・宇根勝末	0980-85-2261 0980-85-2263
小浜へり離着陸施設 (小浜2569番地・2,389㎡)	分団長・仲盛彦輔 副分団長・通事哲三	0980-85-2263 0980-85-3346
黒島へり離着陸施設 (黒島825番地・1,976㎡)	分団長・島仲治伸 副分団長・	0980-85-4121
大原へり離着陸施設 (南風見191-78番地・2,326㎡)	分団長・池田守 副分団長・安里大哲	0980-85-5251 0980-85-5312
住吉へり離着陸施設 (上原10-302番地・2,621㎡)	分団長・平良健市 副分団長・平良健市	0980-85-6367 0980-85-6367
鳩間へり離着陸施設 (鳩間2569番地・1,781㎡)	分団長・加次工勇 副分団長・浦崎金雄	0980-85-6374 0980-85-6688
波照間空港 (波照間4566-27番地)	波照間空港管理事務所 前野恒則	0980-85-8375 0980-85-8330
新城へり離着陸施設 (新城334-6番地・2,100㎡)	新城(上地島)公民館長 木底重男	090-1511-6132

燃料別補給事業所一覧(危険物取扱事業所)

事業所名	所在地	燃料の種類	連絡先
竹富石油販売所	竹富町字竹富158-2	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-2105
(有)きんじょう	竹富町字小浜53	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-3044
黒島石油販売所	竹富町字黒島1499	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-5566
玉盛商会東部石油	竹富町字南風見201-73	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-5225
大富石油給油所	竹富町南風見仲36-28	軽油・A重油 灯油	0980-85-5566
石垣SSグループ西表給油所	竹富町字上原10-522	重油・軽油	0980-85-6870
西部石油商会(有)千立給油所	竹富町字西表1004	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-6153
西部石油商会(有)上原給油所	竹富町字上原423	ガソリン・軽油 A重油・灯油	0980-85-6389

【学校等】

■平成21年度保育所児童数

平成21年4月1日現在

保育所名		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	合計
保育所	竹富保育所	0	4	1	3	6	0	14
	黒島保育所	2	2	4	1	1	0	10
	小浜保育所	1	10	10	7	5	0	33
	大富保育所	5	15	13	0	0	0	33
	上原保育所	1	9	7	0	0	0	17
	西表保育所	0	7	4	5	3	0	19
	波照間保育所	0	3	8	0	0	0	11
	合計	9	50	47	16	15	0	137

■平成21年度児童生徒数

平成21年6月1日現在

保育所名		4歳児	5歳児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
幼稚園	はてるま幼稚園	7	7								14
	おおはら幼稚園	8	6								14
	うえはら幼稚園	8	8								16
	合計	23	21								44
小学校	竹富小学校			4	5	4	5	6	5		29
	黒島小学校			2	3	2	2	3	3	1	16
	小浜小学校			9	5	6	8	5	4		37
	波照間小学校			2	3	5	1	3	3	1	18
	大原小学校			11	6	6	9	9	4	1	46
	古見小学校			2	2	2	3	0	1		10
	上原小学校			6	10	10	12	6	5	1	50
	西表小学校			5	4	3	5	2	0		19
	白浜小学校			0	2	2	2	2	0		8
	船浮小学校			0	1	0	0	1	0		2
	鳩間小学校			0	1	0	1	0	0		2
合計			41	42	40	48	37	25	4	237	
中学校	竹富中学校			3	2	3					8
	黒島中学校			1	1	3					5
	小浜中学校			5	5	4				1	15
	波照間中学校			4	2	4					10
	大原中学校			10	10	5					25
	船浦中学校			6	7	5					18
	西表中学校			1	2	2					5
	白浜中学校			0	0	0					0
	船浮中学校			0	1	1					2
	鳩間中学校			0	2	0					2
合計			30	32	27	0	0	0	1	90	

【水道施設】

■水道の状況(簡易水道)

平成21年4月1日現在

地区名	給水区域	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	給水戸数	計画1日最大給水量	備 考
西表東部第1地区	大富・大原・豊原 黒島・新城	1,920	1,001	1,001	517	932	黒島・新城島は昭和50年4月西表島より海底送水
竹 富	竹富	550	327	327	173	140	竹富島は昭和51年10月石垣島より海底送水
西表東部第2地区	古見・美原・小浜 加屋真	1,240	762	760	427	1,400	小浜島は昭和53年12月西表島より海底送水
上 原	船浦・上原・中野 住吉・浦内・鳩間	1,460	970	970	560	1,009	鳩間島は昭和56年7月西表島より海底送水
西表西部	祖納・千立・白浜	900	400	400	199	270	
波 照 間	波照間	640	542	542	258	440	平成16年4月1日海水淡水化
船 浮	舟浮	110	36	36	20	55	
合 計		6,820	4,038	4,036	2,154	4,246	

波照間空港の概要

項 目	概 要	
種 別	地方管理空港(旧第3種空港)	
設置管理者	沖縄県	
標点位置	北緯 24° 03' 30" 東経 123° 48' 14"	
標 高	13.12m	
空 港 面 積	92.487m ²	
区 分	滑走路(m)	800×25
	着陸帯等級	H級
	着陸帯(m)	920×60
	誘導路(m)	L=30 W=9
	エプロン(m)	2,000
	ターミナルビル(m)	165
	駐車場(m)	1,000
	照明施設	進入角指示灯、滑走路末端識別等

資料：沖縄県空港課HP

港湾施設の概況

平成21年1月1日現在

市町名	港湾名	地区名	現況		最大対象船舶	その他の施設
			施設名	数量		
竹 富 町	竹富東 (地方港湾)	竹富東	物揚場 (-3.0m)	300 m	100 G/T	港湾緑地 1,430㎡ 旅客待合所 1棟
			物揚場 (-2.0m)	160 m	30 G/T	
			物揚場	50 m		
			浮棧橋	35 m	100 G/T	
	小浜 (地方港湾)	小浜	物揚場 (-3.0m)	370 m	100 G/T	港湾緑地 6,950㎡ 旅客待合所 1棟
			物揚場 (-2.0m)	80 m	30 G/T	
			船揚場	50 m		
			浮棧橋	35 m	100 G/T	
	黒島 (地方港湾)	黒島	物揚場 (-3.0m)	50 m	100 G/T	旅客待合所 1棟
			物揚場 (-2.5m)	45 m	50 G/T	
			物揚場 (-2.0m)	30 m	30 G/T	
			船揚場	50 m		
			浮棧橋	35 m	74 G/T	
	上地 (地方港湾)	上地	物揚場 (-3.0m)	50 m	100 G/T	
船揚場			30 m			
鳩間 (地方港湾)	鳩間	物揚場 (-3.5m)	65 m	200 G/T	旅客待合所 1棟	
		物揚場 (-3.0m)	65 m	100 G/T		
		船揚場	60 m			
船浦 (地方港湾)	船浦	物揚場 (-3.5m)	80 m	2,000D/W、200G/T	旅客待合所 1棟	
		物揚場 (-2.0m)	60 m	30 G/T		
		船揚場	40 m			
	上原	物揚場 (-3.5m)	50 m	200 G/T		
		物揚場 (-3.0m)	60 m	100 G/T		
		物揚場 (-2.5m)	50 m	50 G/T		
		物揚場 (-2.0m)	50 m	30 G/T		
船揚場	100 m					
浮棧橋	35 m	74 G/T				
白浜 (地方港湾)	白浜	岸壁 (-7.5m)	135 m	5,000 D/W	旅客待合所(四阿) 1基	
		物揚場 (-3.0m)	30 m	100 G/T		
		物揚場 (-2.0m)	50 m	30 G/T		
		船揚場	30 m			
		浮棧橋	23 m	18 G/T		
租納 (地方港湾)						
仲間 (地方港湾)	仲間	岸壁 (-5.5m)	90 m	2,000 D/W	港湾緑地 1,420㎡ 旅客待合所 1棟	
		物揚場 (-3.5m)	125 m	200 G/T		
		物揚場 (-3.0m)	50 m	100 G/T		
		物揚場 (-2.0m)	110 m	3 G/T		
		船揚場	40 m			
		浮棧橋	25 m	30 G/T		
		浮棧橋	28 m			
浮棧橋	72 m	100 G/T				
船浮 (避難港)	船浮	物揚場 (-3.5m)	20 m	200 G/T		
		物揚場 (-2.0m)	30 m	3 G/T		
		船揚場	30 m			
		浮棧橋	23 m	18 G/T		
	港内	係船浮標	9 基	500~3,000D/W		

資料:八重山支庁土木建築課

【危険箇所及び指定区域等】

<危険箇所>

重要水防区域外で危険と予想される区域(海岸)

平成23年4月1日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区 域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
						延長(m)	区 域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
八重山土木事務所	竹富町	琉球諸島沿岸	竹富海岸	850	千立、鳩間地区	730	千立、鳩間地区	難破	29	5.1	2.7

土石流危険渓流(Ⅰ)

土石流危険渓流Ⅰ:土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等の有る場合を含む。)有る場合の当該区域に流入す。(平成23年4月1日現在)

所属土木事務所	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対策		土石流危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
						郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
															指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
八重山土木事務所	竹富町	381-A64-01				八重山郡	竹富町	白浜	0.45	0.08	22	12	白浜公民館						
八重山土木事務所	竹富町	381-A64-02				八重山郡	竹富町	白浜	0.30	0.11	17	1	白浜小中学校						

全ての土石流危険渓流が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

<自然斜面> 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ:被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等の有る場合を含む。)有る箇所(平成23年4月1日現在)

所属土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
															指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
八重山土木事務所	竹富町	I-445	西表白浜(1)	竹富町	白浜	仲良	46	120	35.9	1	小・中学校	1	道路(70m)	無				
八重山土木事務所	竹富町	I-446	西表白浜(2)	竹富町	白浜	仲良	56	115	35.6	10	公民館	1	道路(160m)	無				

全ての土石流危険箇所が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

山地災害危険一覧

区分	位 置				直接保全対象施設			危険度ランク
	地区名	市町村	大字	字	人家戸数	公共施設		
						種類	数量	
山地崩壊	舟浮	竹富町	西表	西表国有林(161林班)	10戸			A
山地崩壊	白浜	竹富町	西表	西表国有林(141林班)	8戸	公民館	1	B
山地崩壊	白浜	竹富町	西表	西表国有林(141林班)	11戸	学校	1	B

資料:沖繩森林管理署

<指定区域>

二級河川指定一覧表

(平成23年4月1日現在)

所 轄	水系名	河川名	指 定 区 間	指定延長	流域面積	指定年月日
八重山土木事務所	コシラガワ 越良川	コシラガワ 越良川	左岸 竹富町字西表小字クイラ以下海に至る 右岸 //	3,500	18.21	昭和 15 年 12 月 10 日
八重山土木事務所	ナカラガワ 仲良川	ナカラガワ 仲良川	左岸 竹富町字西表小字仲良下海に至る 右岸 //	6,000	23.85	昭和 15 年 12 月 10 日
八重山土木事務所	ウラウチガワ 蒲内川	ウラウチガワ 蒲内川	左岸 竹富町字西表以下海に至る 右岸 //	13,100	54.24	昭和 15 年 12 月 10 日
八重山土木事務所	ナカマガワ 仲間川	ナカマガワ 仲間川	左岸 竹富町字西表小字南風見町以下海に至る 右岸 //	7,450	28.41	昭和 15 年 12 月 10 日

砂防指定一覧表

(平成23年4月1日現在)

土木事務所	河川名	渓流名	位 置		面積(ha)	被 害 対 象			指定年月日	指定告示番号
			市町村	大字		人家(戸)	耕地(ha)	公共施設		
八重山土木事務所	富田川	富田川	竹富町	上原	1.72	3	0.2	道路	平成 6 年 12 月 7 日	2348

国土交通省河川局所管海岸保全区域一覽表 (平成23年4月1日現在)

所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
八 重 山 土 木 事 務 所	上原海岸	竹富町上原	1,533	昭和 50 年 10 月 2 日	411	
	黒島海岸	竹富町黒島	400	昭和 51 年 6 月 3 日	187	
	租納海岸	竹富町租納	96	昭和 55 年 1 月 28 日	48	
	租納千立海岸	竹富町租納	1,530	昭和 53 年 12 月 21 日	525	
	綱取海岸	竹富町字崎山	172.66	平成 8 年 12 月 17 日	1104	
	鳩間海岸	竹富町鳩間	336.98	平成 14 年 2 月 1 日	80	

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覽表 (平成23年4月1日現在)

所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
八 重 山 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー	石長田	竹富町石長田	2,200	昭和 58 年 8 月 4 日	460	
	南風花	竹富町南風花	1,823	昭和 48 年 10 月 25 日	343	
	与那田	竹富町与那田	200	昭和 48 年 10 月 25 日	343	

水産庁所管海岸保全区域一覽表 (平成23年4月1日現在)

所轄	漁港名	漁港管理者	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
八 重 山 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー	細崎	竹富町	312	昭和 10 年 2 月 6 日	97	
	西表	県	320	昭和 15 年 4 月 8 日	310	

国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覽表 (平成23年4月1日現在)

所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
八 重 山 土 木 事 務 所	白浜港	竹富町西表仲良	881	昭和 51 年 12 月 27 日	467	
	白浜港	竹富町西表仲良	160	昭和 55 年 3 月 21 日	173	
	白浜港	竹富町西表仲良	145	昭和 57 年 3 月 1 日	140	
	鳩間港	竹富町鳩間	226	昭和 57 年 3 月 1 日	140	
	船浦港	竹富町西表上原	1,533	昭和 50 年 10 月 2 日	411	重複
	船浮港	竹富町西表船浮	460	昭和 52 年 4 月 21 日	189	
	竹富東港	竹富町竹富	1,530	昭和 53 年 2 月 6 日	55	
	黒島港	竹富町黒島	525	昭和 53 年 2 月 6 日	55	
	小浜港	竹富町字小浜	614.9	昭和 60 年 12 月 6 日	963	
	租納港	竹富町西表東租納	360	昭和 54 年 12 月 18 日	564	
	黒島港	竹富町字保里	291	平成 2 年 8 月 14 日	647	
	黒島港	竹富町字黒島保里	517.72	昭和 62 年 4 月 17 日	307	

※「重複」とは、海岸法第5条第3項に基づく重複指定のことである

【災害報告様式】

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 傷	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	<p>* 住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>									
応急対策の状況										

災害即報様式第2号

市町村名	災害名		報告番号	報告者名	報告者種別	報告日	報告時刻	被害
	第	報						
	田	冠	ha					
	畑	冠	ha					
	文	冠	ha					
	病	冠	ha					
	道	冠	ha					
	橋	冠	ha					
	河	冠	ha					
	港	冠	ha					
	砂	冠	ha					
	消	冠	ha					
	産	冠	ha					
	鉄	冠	ha					
	被	冠	ha					
	水	冠	ha					
	電	冠	ha					
	電	冠	ha					
	ガ	冠	ha					
	ア	冠	ha					
	ロ	冠	ha					
	ク	冠	ha					
	ケ	冠	ha					
	コ	冠	ha					
	サ	冠	ha					
	シ	冠	ha					
	ス	冠	ha					
	セ	冠	ha					
	ソ	冠	ha					
	タ	冠	ha					
	チ	冠	ha					
	ツ	冠	ha					
	テ	冠	ha					
	ト	冠	ha					
	ナ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					
	ハ	冠	ha					
	ヘ	冠	ha					
	ホ	冠	ha					
	ニ	冠	ha					
	ノ	冠	ha					

災害報告様式第1号補助表6

林		産		被		害	
林産物等名	被害数量	被害金額	被害金額	備	考	市町村名()	
			千円				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	被害金額	備	考
			千円		

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

市町村名()

1. 家畜等

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

1. 漁船被害 (市町村名 ())

規	模	隻	数	被害程度	被害金額	備	考
	トン				千円		

2. 漁具被害水産物等被害

種	類	被害数量	被害金額	備	考
			千円		

3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備	考
			千円		

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災 害 年 報

市町村名 ()

り	災	世	帯	数	世帯															
り	災	者	数	人																
公	立	文	教	施	設	千円														
農	林	水	産	業	施	設	千円													
公	共	土	木	施	設	千円														
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円												
そ の 他	農	産	被	害	千円															
	林	産	被	害	千円															
	畜	産	被	害	千円															
	水	産	被	害	千円															
	商	工	被	害	千円															
そ	の	他	千円																	
被	害	総	額	千円																
災	害	設	置	散																
対	策	本	部	散																
災	害	救	助	法	適	用														
消	防	職	員	出	動	延	人	数	人											
消	防	団	員	出	動	延	人	数	人											

災害名 発生年月日									計
区分									
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
世帯									
非住家	公共施設	棟							
	その他	棟							
その他	田畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
		流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	運路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	滑槽施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
他	水道	戸							
	電線	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物件								
	危険物件								
	その他								
り災世帯	世帯								
り災者	人								
公立文教施設	千円								
農林水産施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消防職員出勤延人数	人								
消防団員出勤延人数	人								

【別表1】

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村(消防機関を含む)及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。
避難の状況		避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救助活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動概況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

【別表2】

被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主家より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場) 同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度の者とする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水した者及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和 23 年法律 205）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

《災害救助法に基づく救助の概要一覧表》

平成21年4月1日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日あたり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400
					冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
		半壊 半焼 床上浸水			夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬	9,200		12,200	17,100	20,300	25,800	3,300				

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療 材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康 保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、使用 した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料 金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	1 住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応 急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又 は毀損し、就学上支障の ある小学校児童、中学校 生徒及び高等学校等生 徒。	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材、又は正規の授業で使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象とな る。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情に よりすでに死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した 者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗淨、消毒等) 1体当り 3,300 円以内 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> <div style="font-size: 0.8em;"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000 円以内 </div> </div> 検案 救護班以外は慣行料金	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当り 137,500 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〈竹富町における避難勧告・指示、警戒区域の設定等の基準〉

① 町の避難準備・勧告・指示基準

(避難準備 (要援護者避難) 情報基準)

種 類	基 準
暴 風	暴風警報が発表又は暴風警報発表を予告する旨が記述された強風注意報が発表され、短時間後に危険が予想される場合
大 雨	大雨警報が発表され、短時間後に土砂災害の発生が予想される場合
津 波	宮古島・八重山地方に津波注意報が発表された場合
高 潮	高潮警報が発表されるなど海岸の潮位が高くなり、高潮による災害が発生するおそれがある場合
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ・大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生するおそれがある場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

(避難勧告基準)

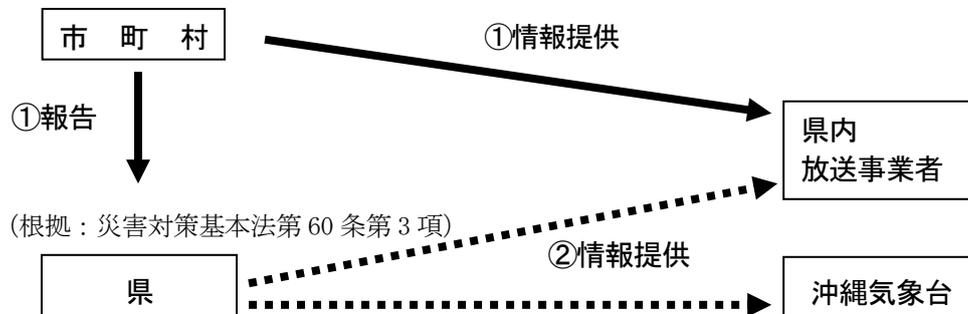
種 類	基 準
暴 風	暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合
大 雨	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害の発生が予想される、または災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合
津 波	宮古島・八重山地方に津波警報が発表された場合あるいは強い地震（震度4以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
高 潮	高潮警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合

(避難指示基準)

種 類	基 準
暴 風	暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が相当差し迫ってきた場合。又は暴風特別警報が発表された場合
大 雨	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害が発生するなど警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が相当差し迫ってきた場合又は大雨特別警報が発表された場合
津 波	大津波警報又は津波警報を覚知、もしくは強い地震（震度4以上）又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
高 潮	高潮警報が発表され、高潮による災害発生が相当差し迫ってきた場合又は高潮特別警報が発表された場合
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生 ・土砂現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合 ・降雨指標値が土砂災害発生の目安となる線に達し、引き続き降雨が見込まれる場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難勧告の段階より悪化し、相当の危険が差し迫ってきた場合

《避難勧告等情報の伝達ルート及び手段》

1. 伝達ルート



- ア) 原則、市町村から県及び放送局双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ) 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ) 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア) 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ) 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ) 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAXにより受けた場合は、県から放送事業者に対して、その旨を速やかに電話により連絡する。
- エ) 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- オ) 県は上記エにより市町村の情報を伝達した場合は、同一情報を速やかにFAXで放送局に提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

_____ 市 ・ 町 ・ 村

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

No.	対象地域 (字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由 ※ 1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由がある場合は、該当の数字分記入すること）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（ _____ ） | |

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線 ※ 2） _____ FAX（防災無線） _____

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備情報（要援護者避難）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行ってください。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

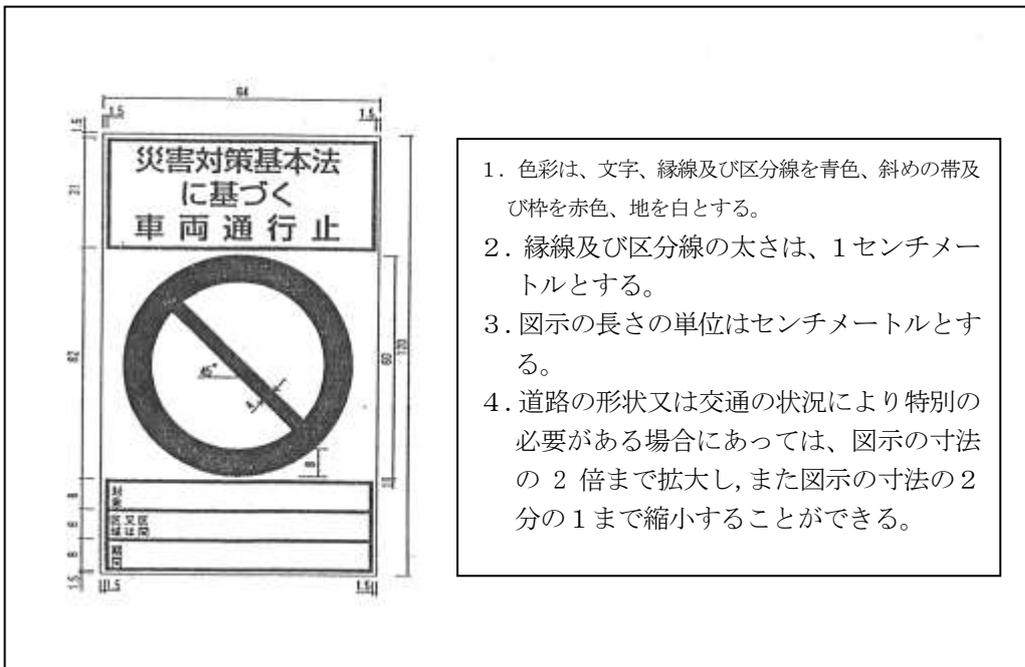
また、……となっています。

○町内医療・福祉施設等

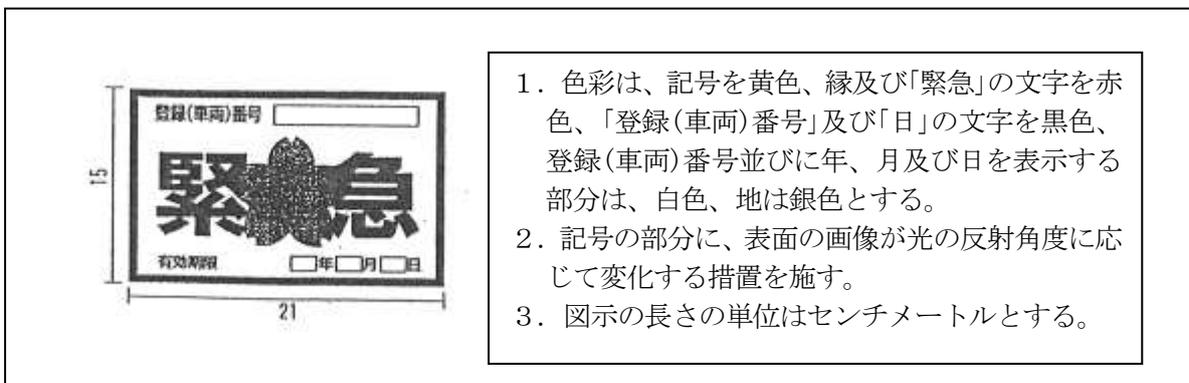
機関名	所在地	電話番号
竹富町立竹富診療所	竹富町竹富 324	0980-85-2132
竹富町立黒島診療所	竹富町黒島 1474	0980-85-4114
竹富町立西部歯科診療所	竹富町字上原 550-1	0980-85-6573
竹富町立歯科診療所	竹富町南風見 191-127	0980-85-5593
沖縄県立八重山病院付属 小浜診療所	竹富町小浜 30	0980-85-3247
沖縄県立八重山病院付属 波照間診療所	竹富町波照間 2745	0980-85-8402
沖縄県立八重山病院付属 西表西部診療所	竹富町西表 694	0980-85-6268
沖縄県立八重山病院付属 大原診療所	竹富町南風見 201-131	0980-85-5516
特別養護老人ホーム南風見苑	竹富町字上原 870-237	0980-85-6911

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

[様式1]



[様式2]



[様式3] (証明書)

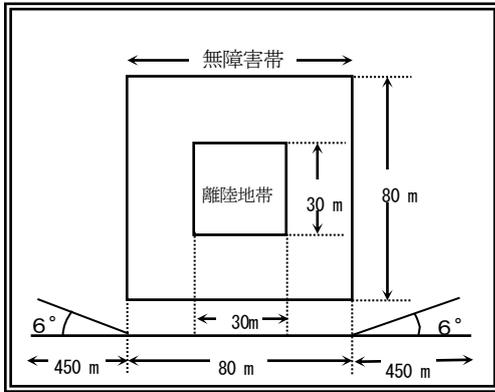
第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

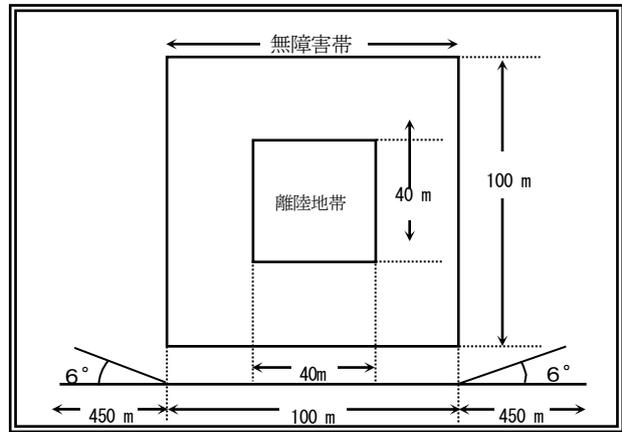
〈ヘリポートの設置基準〉

【離陸地点及び無障害地帯の基準】

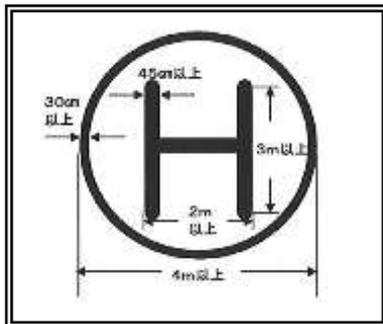
〈中型機（UH-60 JA）の場合〉



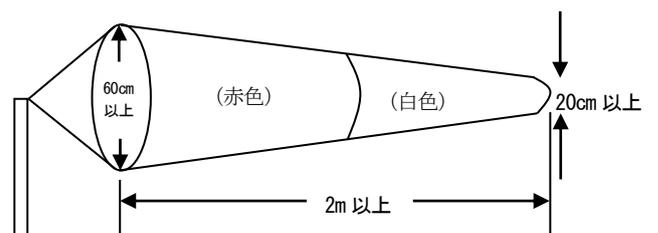
〈大型機（V-107、CH-47）の場合〉



〈ヘリポート表示基準〉



〈吹き流しの掲揚基準〉



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

〈公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）〉

（従事命令、協力命令）

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

（保 管 命 令）

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 ^{第 71 条} _{第 78 条第 1 項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

(管理、使用、収用)

管理第 号							
公 用 令 書							
住所 氏名							
災害対策基本法第71条 第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 を使用する。 収用	
年 月 日							
処分権者						氏名	
印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(変 更)

変更第 号							
公 用 変 更 令 書							
住所 氏名							
災害対策基本法第71条 第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に							
係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、 これを交付する。							
年 月 日							
処分権者						氏名	
印							
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(取 消)

取消第 号	公 用 取 消 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法 ^{第 71 条} 第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に 係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付 する。	
年 月 日	処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

【関係機関】

① 指定行政機関

機関名	防災担当課	所在地	電話番号
消防庁	総務課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7521
	消防・救急課	〃	03-5353-7522
	予防課	〃	03-5253-7523
	危険物保安室	〃	03-5253-7524
	防災課	〃	03-5253-7525
	防災情報室	〃	03-5253-7526
	応急対策室	〃	03-5253-7527
	特殊災害室	〃	03-5253-7528
	救急企画室	〃	03-5253-7529
内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障、危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	政策統括官付 参事官 (防災統括担当)	東京都千代田区永田町 1-2-2	03-3593-3311

② 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
九州管区警察局	公安部 災害対策官	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	098-866-0059
第十一管区海上保安 本部	救難課	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄労働局	総務部企画室	那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
那覇空港事務所	空港保安 防災課	那覇市安次嶺 531-3	098-857-1101
沖縄防衛局	業務課	嘉手納町字嘉手納 290-9	代表) 098-921-8131
九州厚生局沖縄分室	庶務課	那覇市前島 1-15-15	098-853-7350
沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
那覇産業保安監督事 務所	保管監督課	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
沖縄森林管理署	次長	那覇市久米 2-5-7	098-868-8829

③ 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	那覇市鏡水 679	098-857-1155

④ 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
(株)NTT 西日本 沖縄支店	設備部 サービス マネジメント部門 災害対策担当	浦添市城間 4-35-1	098-871-2820 FAX:098- 871-2896
(株)NTT ドコモ九州支社 沖縄支店	技術サービス部	那覇市久茂地 1-12-12	098-862-4736
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市松山 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄支部	事業推進課	那覇市古波蔵 3-7-25	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画総務	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力株式会社	総務課	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路株式会社 九州支社沖縄管理事務所	維持課	浦添市字西原 4-41-1	098-876-8950
KDDI 沖縄株式会社	総務課	那覇市東町 4-1	098-864-0077
日本郵政公社沖縄事務所	企画部 総務課	那覇市東町 26-29	098-865-2208

⑤ 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県医師会	事務局	浦添市字当山 422	098-877-0666
沖縄県バス協会	事務局	那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運株式会社	事務局	那覇市西 1-24-11	098-868-8161

⑥ 県教育委員会、県警察本部・管轄署、市町村代表、消防関係機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2705
沖縄県警察本部	警備第二課	〃	098-862-0110
八重山警察署		石垣市登野城 894-1	0980-82-0110
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町 14 (自治会館内)	098-862-4254
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町 14 (自治会館内)	098-963-8651
沖縄県消防長会 (消防庁代表)	事務局(那覇市 消防本部)	那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄県消防団長会 (消防団代表)	事務局(那覇市 消防本部)	〃	098-867-0911

⑦ 沖縄県機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
知事公室	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
〃	秘書課	〃	098-866-2080
〃	広報課	〃	098-866-2020
〃	基地対策課	〃	098-866-2460
企業局	総務課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705

⑧ 県出先機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
八重山土木事務所	庶務班	石垣市前栄里 438-1	0980-82-2217
八重山農林水産 振興センター		石垣市前栄里 438-1	0980-82-3043
八重山福祉保健所	総務福祉班	石垣市前栄里 438	0980-82-3240
県税事務所八重山 支庁		石垣市八島町 2-4	0980-82-3040
八重山病院	総務課	石垣市字大川 732	0980-83-2525

⑨ 報道機関等

機関名	所在地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2-6-21	(代)098-865-2222
琉球放送 (RBC)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送 (QAB)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ (OCN)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	098-863-4141
ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西 1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾 40番地	(代)098-877-2361
沖縄タイムス社	那覇市おもろまち 1丁目3番地31号	(代)098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久 905	(代)098-865-5111

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(市町村)

地区	市町村名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	名護市	総務課	6	310	9011	9012	0980-53-1212
	国頭村	総務課	6	311	9011	9012	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	6	312	9011	9012	0980-44-3001
	東村	総務財政課	6	313	9011	9012	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	6	314	9011	9012	0980-55-2101
	本部町	総務課	6	315	9011	9012	0980-47-2101
	恩納村	総務課	6	316	9011	9012	966-1200
	宜野座村	総務課	6	317	9011	9012	968-5111
	金武町	総務課	6	318	9011	9012	968-2111
	伊江村	企画総務課	6	319	9011	9012	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課	6	320	9011	9012	0980-46-2001
	伊是名村	総務課	6	321	9011	9012	0980-45-2001
中部地区	うるま市		6	411	9011	9012	974-3111
	宜野湾市	総務行政係	6	412	9011	9012	893-4411
	浦添市	交換手	6	413	9011	9012	876-1234
	沖縄市	総務課	6	414	9011	9012	939-7773
	読谷村	総務課	6	417	9011	9012	982-9201
	嘉手納町	総務課	6	418	9011	9012	956-1111
	北谷町	交換手	6	419	9011	9012	936-1234
	北中城村	総務課	6	420	9011	9012	935-2233
	中城村	総務課	6	421	9011	9012	895-2131
	西原町	総務課	6	422	9011	9012	945-5011
南部地区	那覇市	市民防災課	6	510	9011	9012	861-1102
	糸満市	総合受付	6	511	9011	9012	840-8111
	豊見城市	総務課	6	512	9011	9012	850-0024
	八重瀬町	総務課	6	514	9011	9012	862-2580
	南城市	総務課	6	515	9011	9012	948-7111
	与那原町	企画総務課	6	518	9011	9012	945-2201
	南風原町	総務課	6	520	9011	9012	889-4415
	久米島町	総務課	6	521	9011	9012	985-7121
	渡嘉敷村		6	522	9011	9012	987-2321
	座間味村		6	523	9011	9012	987-2311
	粟国村		6	524	9011	9012	988-2016
	渡名喜村	総務課	6	525	9011	9012	989-2002
大東地区	南大東村	総務課	6	210	122	なし	09802-2-2001
	北大東村	総務課	6	211	121	なし	09802-3-4001
			6				
宮古地区	宮古島市	総務課	6	610	9011	9012	0980-72-3751
	多良間村	総務課	6	615	9011	9012	0980-79-2011
八重山地区	石垣市		6	710	9011	9012	0980-82-1216
	竹富町	交換手	6	711	9011	9012	0980-82-6191
	与那国町		6	712	9011	9012	0980-87-2241

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	名護消防	通信指令室	6	330	9011	9012	0980-52-2121
	国頭消防	通信指令室	6	331	9011	9012	0980-41-5100
	本・今消防	通信指令室	6	332	9011	9012	0980-47-7119
	金武消防	通信指令室	6	333	9011	9012	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信指令室	6	430	9011	9012	929-0900
	宜野湾消防	通信指令室	6	431	9011	9012	892-2299
	浦添消防	通信指令室	6	432	9011	9012	875-0105
	うるま市消防	通信指令室	6	434	9011	9012	973-4838
	ニライ消防	通信指令室	6	435	9011	9012	956-2424
	中・北消防	通信指令室	6	437	9011	9012	935-4748
南部地区	那覇消防	通信指令室	6	530	9011	9012	868-9911
	糸満消防	通信指令室	6	531	9011	9012	992-3661
	豊見城消防	通信指令室	6	532	9011	9012	850-3105
	島尻消防	通信指令室	6	533	9011	9012	948-2512
	東部消防	通信指令室	6	534	9011	9012	945-2200
	久米島消防	通信指令室	6	535	9011	9012	985-3281
宮古地区	宮古島市消防	通信指令室	6	630	9011	9012	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信指令室	6	730	9011	9012	0980-82-4047

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(県出先等関係機関)

地区	県出先機関名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
北部地区	北部福祉保健所		6	340	9011	9012	0980-52-2714
	北部病院		6	341	9011	9012	0980-52-2719
中部地区	中部病院	保衛	6	441	9011	9012	973-4111
南部地区	中央保健所		6	540	9011	9012	854-1005
	南部福祉保健所	企画課	6	541	9011	9012	889-6351
	南部医療センター	総務課	6	543	9011	9012	888-0123
	南部農改	総合普及課	6	544	9011	9012	889-3515
	島尻教育	庶務係	6	546	9011	9012	998-4416
宮古地区	宮古福祉保健所	庶務係	6	640	9011	9012	0980-72-2420
	宮古病院		6	641	9011	9012	0980-72-3151
八重山地区	八重山福祉保健所		6	740	9011	9012	0980-82-3240
	八重山病院	電話交換室	6	741	9011	9012	0980-83-2525

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(防災関係機関)

地区	防災関係機関	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
南部地区	沖縄気象台	予報課	6	550	9011	9012	833-4285
	第十一海保	救難課	6	551	9011	9012	866-4999
	陸自衛隊	第3課防衛班	6	552	9011	9012	857-1155
	NHK沖縄		6	554	9011	9012	856-2023
	日赤沖縄		6	555	9011	9012	835-1177
	沖縄電力		6	450	9011	9012	877-2341

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧(支部局関係)

地区	県出先機関名	代表部署	発信特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX番号	NTT電話
	北部合庁局	北部土木維持管理班	6	300	1998	1990	0980-53-1787
	宮古事務所局	総務課	6	600	1998	1990	0980-72-1551
	八重山事務所局	総務課	6	700	1998	1990	0980-82-3040

発信番号(ボタン)一覧

県機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX発信番号	備考
	県本庁	6	6	
1	北部合庁	防災ボタン	1(トーン)	
2	北部福祉保健所	6	1(ポーズ)	
3	北部病院	8	(トーン)1(ポーズ)	
4	中部合庁	6	1(ポーズ)	
5	中部病院	6	1(ポーズ)	
6	南部合庁	6	6	
7	中央保健所	行政ボタン(3)	1(ポーズ)	
8	南部福祉保健所	7	(トーン)1(ポーズ)	
9	南部医療センター・こども医療センター	—	1(ポーズ)	
10	南部農業改良普及センター	外線18	(外線2)1(ポーズ)	
11	島尻教育事務所	外線6	1(ポーズ)	
12	宮古合庁	6	0p 6p \$(=4,7,5)	
13	宮古福祉保健所	9	1(ポーズ)	
14	宮古病院	—	1(ポーズ)	
15	八重山合庁	6	0p 6p \$(=6,5)	
16	八重山病院	—	1(ポーズ)	

消防機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX発信番号	備考
1	名護市消防本部	—	1(ポーズ)	
2	国頭地区行政事務組合消防本部	—	1(ポーズ)	
3	本部町・今帰仁村消防組合消防本部	外線7	1(ポーズ)	
4	金武地区消防衛生組合消防本部	外線4	1(ポーズ)	
5	沖縄市消防本部	外線7	1(ポーズ)	
6	宜野湾市消防本部	外線8	(トーン)1(ポーズ)	
7	浦添市消防本部	外線11	1(ポーズ)	
8	うるま市消防本部	外線8	1(ポーズ)	
9	比謝川行政事務組合ニライ消防本部	外線9(防災無線)	1(トーン)(ポーズ)	
10	中城・北中城消防組合	外線8	(オンフック)1(ポーズ)	
11	那覇市消防本部	44	(PB)1(ポーズ)	
12	糸満市消防本部	—	1(ポーズ)	
13	豊見城市消防本部	外線4	(オンフック)(トーン)1	
14	島尻消防、清掃組合消防本部	外線8	(トーン)1(ポーズ)	
15	東部消防組合消防本部	—	1(ポーズ)	
16	久米島町消防本部	外線5	1(ポーズ)	
17	宮古島市消防本部	外線8	1(ポーズ)	
18	石垣市消防本部	—	1(ポーズ)	

防災関係機関

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX発信番号	備考
1	沖縄電力株式会社	—	1(ポーズ)	
2	沖縄气象台	7	オンフック1	
3	第十一管区海上保安本部	—	1(ポーズ)	
4	NHK沖縄放送局	—	1#	
5	陸上自衛隊	—	1(ポーズ)	
6	日本赤十字社沖縄県支部	—	モニター1(ポーズ)	

市町村

	機関名	発信番号(ボタン)	FAX発信番号	備考
1	名護市	8	1(トーン)(ポーズ)	
2	国頭村	外線11	1(トーン)	
3	大宜味村	防災ボタン(ボタン12)	1(ポーズ)	
4	東村	外線12	(トーン)1(ポーズ)	
5	今帰仁村	—	(トーン)1(ポーズ)	
6	本部町	61	(トーン)1(ポーズ)	
7	恩納村	88	(オンフック)1	
8	宜野座村	—	1(ポーズ)	
9	金武町	外線5	1(ポーズ)	
10	伊江村	8	1(ポーズ)	
11	伊平屋村	—	1(ポーズ)	
12	伊是名村	外線5	1(トーン)(ポーズ)	
13	うるま市	7	—※	※受信可
14	宜野湾市	6	(トーン)1(ポーズ)	
15	浦添市	特番(**)	1(ポーズ)(トーン)	
16	沖繩市	8	1(ポーズ)	
17	読谷村	6	1(ポーズ)	
18	嘉手納町	7	(トーン)1(ポーズ)	
19	北谷町	6	1(ポーズ)	
20	北中城村	8	キーボード※ (トーン)1(ポーズ)	※キーボードボタン押後 トーンボタンが現れる
21	中城村	6	1(ポーズ)	
22	西原町	7	—	
23	那覇市	44	—	
24	糸満市	6	1(ポーズ)	
25	豊見城市	7	1(トーン)(ポーズ)	
26	八重瀬町	外線5	1(ポーズ)(トーン)	
27	南城市	—	1(ポーズ)	
28	与那原町	—※	(トーン)1(ポーズ)	※着信可
29	南風原町	7	<2>1(ポーズ)※	※キーボードボタン(記号)に <>の文字有り
30	久米島町	—	1(ポーズ)	
31	渡嘉敷村	外線15	1(トーン)(ポーズ)	
32	座間味村	—	1(ポーズ)	
33	粟国村	—	1(ポーズ)	
34	渡名喜村	外線(9.10.11.12)	1(ポーズ)	
35	宮古島市	—	1(ポーズ)	
36	多良間村	7	1(ポーズ)	
37	石垣市	85	(トーン)1(ポーズ)	
38	竹富町	*7	1(ポーズ)	
39	与那国町	—	(オンフック)(トーン) 1(ポーズ)	
40	南大東村	外線ボタン11	—	
41	北大東村	防災ボタン	—	

「—」はホットラインのみ

【津波災害履歴】 出典：琉球大学理学部 中村 衛 研究室公開データより

○八重山地震津波（明和の大津波）

1771年4月24日に南西諸島南部の先島初頭で発生した地震及びそれに伴う大津波である。地震の震源は石垣島南東沖で地震のマグニチュードは7.4とされている。地震動被害そのものは少なかったとされている。しかし、津波により宮古・八重山諸島に多大な被害を与えた。

○被害状況

①嘉手納町及び沖縄本島での被害状況

・沖縄本島においては、「地震の揺れは感じたという記録はある。」や「沖縄本島周辺でも潮の流れが異常になったことが記録に残っている。」という記述はあるが特に人的、物的被害についての記述はない。

②宮古・八重山地域での被害状況

<遡上高>

- ・石垣島南東岸から東岸では最大遡上高が約30m
- ・黒島、波照間島、西表島で最大遡上高が約5m
- ・宮古島周辺で最大遡上高が約10m、多良間島約15m

<死者数>

- ・八重山諸島では死者が約9,000人
- ・宮古では死者約2,000人